

食品衛生基準科学研究費補助金等取扱細則21に定める収支報告書の提出について

令和6年4月16日
総務課長決定

食品衛生基準科学研究費補助金及び食品衛生基準行政推進調査事業費補助金（以下「補助金」という。）について、補助金の不正を防止するため、食品衛生基準科学研究費補助金等取扱細則（令和6年4月1日総務課長決定）21に規定する収支報告書の提出について、下記のとおり取り扱うこととする。

記

- 1 研究代表者及び補助金の交付を受ける研究分担者（以下「補助金の交付を受ける研究者」という。）は、食品衛生基準科学研究費補助金等交付要綱（令和6年消費者庁長官決定）第19条第1項の規定により消費者庁長官から交付すべき補助金の額の確定通知を受けた日から30日以内に、別紙様式により作成した収支報告書を、消費者庁消費者安全課へ1部提出するものとする。
- 2 研究代表者は、1の提出とは別に、国立保健医療科学院の指示により、その定める期限までに、収支報告書をインターネットを用いて「厚生労働科学研究成果データベース」により登録するものとする。なお、ここで登録する収支報告書は、補助金の交付を受ける研究者が1で作成した収支報告書の内容を一括したものとする。また、登録された当該収支報告書については、「厚生労働科学研究成果データベース」にて公開されるものとする。
- 3 補助金の交付を受ける研究者が1の事務を行うに当たっては、「食品衛生基準科学研究費補助金等における事務委任について」（令和6年4月16日総務課長決定）の規定により、当該事務を所属機関の長に委任するものとする。